

◎公職選挙法の一部を改正する法律

(平成二五年四月二六日法律第一〇号) (衆)

一、提案理由

(平成二五年三月二二日・衆議院政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員

○逢沢議員 公職選挙法の一部を改正する法律案の趣旨の説明をさせていただきます。

自由民主党、公明党及び日本維新の会を代表いたしまして、その趣旨及び内容を御説明申し上げます。

まず、本法律案の趣旨について申し上げます。

本法律案は、近年におけるインターネット等の普及に鑑み、選挙運動期間における候補者に関する情報の充実、有権者の政治参加の促進等を図るため、インターネット等を利用する方法による選挙運動を解禁しようとするものであります。

現行の公職選挙法では、インターネット等を利用する方法による選挙運動は禁止されているため、選挙運動期間中、候補者、政党等のみずからのウェブサイトを、ブログ、ツイッター等の更新を控えなければならず、また、電子メールによる選挙運

公職選挙法の一部を改正する法律

動もできないといった不都合が生じております。これを解消して、政見や個人演説会の内容、演説会や活動の様子を撮影した動画など、選挙に関し必要な情報を随時ウェブサイトや電子メール等で提供できるようにし、有権者のより適正な判断及び投票行動に資することが必要であります。

あわせて、候補者、政党等以外の者、すなわち第三者のウェブサイト等による選挙運動も解禁することで、選挙運動期間中、第三者がウェブサイト等で候補者や政党等を支持したり応援したりすることができない不都合を解消し、選挙に対してより積極的に参加することを可能にすることが必要であります。

なお、第三者の電子メールを利用する方法による選挙運動につきましても、密室性が高く、誹謗中傷や成り済ましに悪用されやすいこと、また、複雑な規制を課すことにより、一般の有権者が処罰され、加えて公民権停止となり得ることなどから、今回は解禁しないこととし、今後の検討事項としております。

また、インターネット等を利用する方法による選挙運動の解禁により、誹謗中傷、成り済ましが広まるおそれもあることから、これらへの対策も十分に講じ、公正な選挙の実現を図ることといたしております。

次に、本法律案の主な内容につきまして、その概要を御説明申し上げます。

第一に、ウェブサイト等や電子メールを利用する方法による選挙運動を解禁することといたしております。ただし、電子メールにつきましては、送信主体を候補者、政党等に限定することとし、また、電子メールの送信先に一定のルールを課すことで、責任ある情報発信を促し、情報が無秩序に氾濫することを抑制することといたしております。

第二に、選挙運動のための有料インターネット広告を禁止するほか、その脱法行為も禁止することといたしております。ただし、政党等は、選挙運動期間中、当該政党等の選挙運動用ウェブサイトに直接リンクする有料インターネット広告をすることができるとし、有権者が政党等の政見に触れる機会をふやすことといたしております。

第三に、インターネット等を利用した選挙期日後の挨拶行為の解禁及び屋内の演説会場内における映写の解禁を行うことといたしております。

第四に、誹謗中傷、成り済まし対策を講ずることとしております。具体的には、ウェブサイト等により選挙運動または落選運動用の文書画像を頒布する者に対し、電子メールアドレス等の表示を義務づけることとし、また、選挙運動または落選運動用の電子メールの送信者に対し、氏名、電子メールアドレス等の表示を義務づけることといたしております。さらに、氏

名等の虚偽表示罪の対象に、インターネット等を利用する方法による通信を加えることとともに、プロバイダー責任制限法の特例を設け、名誉侵害情報に係る情報発信者に対する削除同意照会の期間を七日から二日に短縮する等の対策を講ずることとしております。加えて、インターネット等の適正な利用についての努力義務を課すこととしております。

第五に、施行期日等についてありますが、この法律は、公布の日から起算して一カ月を経過した日から施行し、施行日以後初めて行われる国政選挙の公示日以後にその期日を公示されるまたは告示される全ての国政選挙及び地方選挙について適用することとしております。

また、検討事項として、候補者、政党等以外の者が行う電子メールを利用する方法による選挙運動その他のインターネット等を利用する方法による選挙運動のあり方につきましては、次の国政選挙後速やかに検討が加えられ、その結果に基づいて、次々回の国政選挙までに必要な措置が講ぜられるものとしております。

以上が、本法律案の趣旨及び内容でございます。

何とぞ、御審議の上、御賛同賜りますようお願いを申し上げます。

二、衆議院政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長報告(平成二五年四月一二日)

○保岡興治君 たいま議題となりました両法律案につきまして、政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

両案は、いずれも、近年におけるインターネット等の普及に鑑み、選挙運動期間における候補者に関する情報の充実、有権者の政治参加の促進等を図るため、インターネット等を利用する方法による選挙運動を解禁しようとするものであります。

まず、逢沢一郎君外五名提出の公職選挙法の一部を改正する法律案について、その主な内容を申し上げます。

本案は、ウエブサイト等、電子メールを利用した選挙運動を解禁するものでありますが、電子メールにつきましては、送信主体を候補者、政党等に限定することとしております。また、政党等は、選挙運動期間中、当該政党等の選挙運動用ウエブサイト等に直接リンクする有料広告をすることができるとするほか、誹謗中傷、成り済まし対策として、ウエブサイト等により選挙運動用または落選運動用の文書图画を頒布する者に対し、電子メールアドレス等の表示を義務づけること等の措置を講ずることとしております。

公職選挙法の一部を改正する法律

(略)

両案は、去る三月二十一日に本委員会に付託され、二十二日提出者逢沢一郎君及び田嶋要君からそれぞれ提案理由の説明を聴取し、四月二日から質疑に入り、参考人から意見を聴取する等審査を行い、十一日に質疑を終局いたしました。

次いで、逢沢一郎君外五名提出の公職選挙法の一部を改正する法律案に対し、自由民主党、日本維新の会及び公明党から、衆議院比例代表選出議員の選挙において、重複立候補者を除く衆議院比例名簿登載者の選挙運動用電子メールの送信は、当該衆議院名簿登載者に係る衆議院名簿届け出政党等が行うものとみなすこと等を内容とする修正案が、また、日本共産党から、インターネット等を利用する方法による選挙運動を行うことができる者を、公職の候補者及び政党等並びに年齢満二十年以上の者とする事等を内容とする修正案が、それぞれ提出されました。

次いで、両修正案について趣旨の説明を聴取した後、討論を行い、順次採決いたしました結果、まず、田嶋要君外五名提出の公職選挙法の一部を改正する法律案は賛成少数をもって否決すべきものと決しました。次に、逢沢一郎君外五名提出の公職選挙法の一部を改正する法律案につきまして、日本共産党の提案に係る修正案は否決され、自由民主党、日本維新の会及び公

明党の提案に係る修正案並びに修正部分を除く原案はいずれも全会一致をもって可決され、本案は修正議決すべきものと決しました。

なお、逢沢一郎君外五名提出の公職選挙法の一部を改正する法律案に対し、附帯決議を付することに決しました。

以上、御報告申し上げます。

○委員会修正の提案理由(平成二五年四月二一日)

○佐藤(茂)委員 ただいま議題となりました公職選挙法の一部を改正する法律案に対する自由民主党、公明党及び日本維新の会三党共同提出の修正案につきまして、提案の理由及び内容を御説明申し上げます。

修正案はお手元にお配りしてあるとおりであります。

原案は、衆議院比例代表選出議員の選挙においては、衆議院名簿届け出政党等のみが選挙運動用電子メールを送信できることとしておりますが、衆議院名簿登載者についてもこれを認めることが適当であるとの観点から、重複立候補者を除く衆議院名簿登載者が、電子メールを利用する方法により選挙運動のために行う文書図画の頒布は、当該衆議院名簿登載者に係る衆議院名簿届け出政党等が行う文書図画の頒布とみなすことに修正するものであります。

また、原案附則の検討条項につきまして、本委員会における審議を踏まえ、一つ目に、候補者、政党等以外の者による選挙運動用電子メールについては、次回の国政選挙後、その実施状況の検討を踏まえ、次々回の国政選挙における解禁について適切な措置が講ぜられるものとする事、二つ目に、候補者が、選挙運動期間中、当該候補者の選挙運動用ウェブサイト等に直接リンクした有料インターネット広告を掲載させることについて、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする事に修正するものであります。

以上が、本修正案の提案の理由及び内容であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○附帯決議(平成二五年四月二一日)

本案は、インターネット等を利用する方法による選挙運動を解禁しようとするもので、これにより、選挙運動期間における候補者に関する情報の充実、有権者の政治参加の促進等を図ろうとするものである。

一 本委員会は、本法の施行状況を踏まえ、セキュリティ対策等新たな問題等が明らかになった場合には、その都度検証し、法改正を含めて適宜適切な措置を講ずるものとする。

二 政府は、プロバイダ等が、選挙運動用又は落選運動用の文

書図画につき、自己の名譽を侵害されたとする候補者からの申出を受けて削除する場合は、選挙の重要性に鑑み、迅速かつ適切に行われるよう必要な要請や支援を行うこと。

三 民主主義の根幹である選挙の意義に鑑み、悪質な誹謗中傷、なりすましに対しては、警察において、迅速かつ適切な対応を行うべく最大限の努力を傾けること。

四 本委員会は、選挙運動の規制の在り方、選挙の公正を確保するための必要な措置について、検討を行うとともに、インターネット等を利用する方法による選挙運動は、事実上制限がなく自由になることから、ファクシミリ装置を選挙運動に用いることができない等の現行公職選挙法における選挙運動用文書図画の頒布・掲示規制その他の選挙運動規制の在り方について、検討を加え、適切な措置を講ずるものとする。

五 ウェブサイト等を利用した選挙運動については、一般有権者も解禁の対象としているが、種々の規制も設けられ、また、事前運動や未成年者の選挙運動は現行法上も禁止されており、これらの点について、政府は、速やかにかつ幅広く国民への周知啓発活動を行うとともに、有権者の適切な判断に資するよう、選挙管理委員会のホームページ等による国民への啓発の充実に努めること。

六 インターネットを利用する投票方法を導入とした場合

公職選挙法の一部を改正する法律

に必要となる技術上及び制度上の措置並びに生じうるであろう問題については、諸外国の状況も勘案し、あらゆる角度から検討を加え、その結果に基づいて適切な措置を講ずるものとする。

三、参議院政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員長報告(平成二五年四月一九日)

○轟木利治君 ただいま議題となりました法律案につきまして、政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、近年におけるインターネット等の普及に鑑み、選挙運動期間における候補者に関する情報の充実、有権者の政治参加の促進等を図るため、インターネット等を利用する方法による選挙運動を解禁しようとするものであります。

なお、衆議院において、衆議院比例代表選挙における衆議院名簿登載者の選挙運動用電子メールの送信を可能とするともに、附則の検討条項を、候補者、政党等以外の者による選挙運動用電子メールについて、次回の国政選挙後、その実施状況の検討を踏まえ、次々回の国政選挙における解禁について適切な措置が講ぜられるものとする等に変更の修正が行われております。

委員会におきましては、発議者を代表して衆議院議員逢沢一郎君から法律案の趣旨説明を、次いで修正案提出者を代表して衆議院議員ふくだ峰之君から衆議院における修正部分の説明を聴取した後、国による選挙管理委員会支援の必要性、電子メールによる選挙運動の許容範囲、公職選挙法の抜本の見直しの必要性、今後のガイドラインの取扱い等について質疑が行われました。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。
以上、御報告申し上げます。

○附帯決議(平成二五年四月一八日)

本案は、インターネット等を利用する方法による選挙運動を解禁しようとするもので、これにより、選挙運動期間における候補者に関する情報の充実、有権者の政治参加の促進等を図ろうとするものである。

一、本法の施行状況を踏まえ、セキュリティ対策等新たな問題等が明らかになった場合には、その都度検証の上、法改正を含めて適宜適切な措置が講ぜられるものとする。

二、政府は、プロバイダ等が、選挙運動用又は落選運動用の文

書图画につき、自己の名誉を侵害されたとする候補者からの申出を受けて削除する場合は、選挙の重要性に鑑み、迅速かつ適切に行われるよう必要な要請や支援を行うこと。

三、民主主義の根幹である選挙の意義に鑑み、悪質な誹謗中傷、なりすましに対しては、警察において、迅速かつ適切な対応を行うべく最大限の努力を傾けること。

四、政府は、海外からのインターネットを利用した選挙の公正を阻害するような行為につき、必要な対策を講ずること。

五、選挙運動の規制の在り方、選挙の公正を確保するための必要な措置について、検討が行われるとともに、インターネット等を利用する方法による選挙運動は、事実上制限がなく自由になることから、ファクシミリ装置を選挙運動に用いることができない等の現行公職選挙法における選挙運動用文書图画の頒布・掲示規制その他の選挙運動規制の在り方について、検討が加えられ、適切な措置が講ぜられるものとする。

六、ウェブサイト等を利用した選挙運動については、一般有権者も解禁の対象としているが、種々の規制も設けられおり、また、事前運動や未成年者の選挙運動は現行法上も禁止されており、これらの点について、政府は、新聞、放送、インターネットその他の適切な方法により、速やかにかつ幅広く国民への周知啓発活動を行うとともに、有権者の適切な判

断に資するよう、選挙管理委員会のホームページ等による国民への啓発の充実に努めること。

七、政府は、インターネット等を利用する方法による選挙運動の解禁に対応するために必要な選挙管理委員会の体制の整備を支援すること。

八、インターネット等を利用する方法による選挙運動の解禁に合わせて、有権者の適切な判断に資するよう、国及び地方公共団体は、インターネットを利用した議員等の活動に関する情報発信の基盤強化及び内容の充実を一層推進するよう努めること。

九、インターネットを利用する投票方法を導入するとした場合に必要となる技術上及び制度上の措置並びに生じうるであろう問題については、諸外国の状況も勘案し、あらゆる角度から検討が加えられ、その結果に基づいて適切な措置が講ぜられるものとする。

右決議する。